

## 旭地区第2次住居表示実施検討会

# 住居表示に関する 大切なお知らせ 第5号

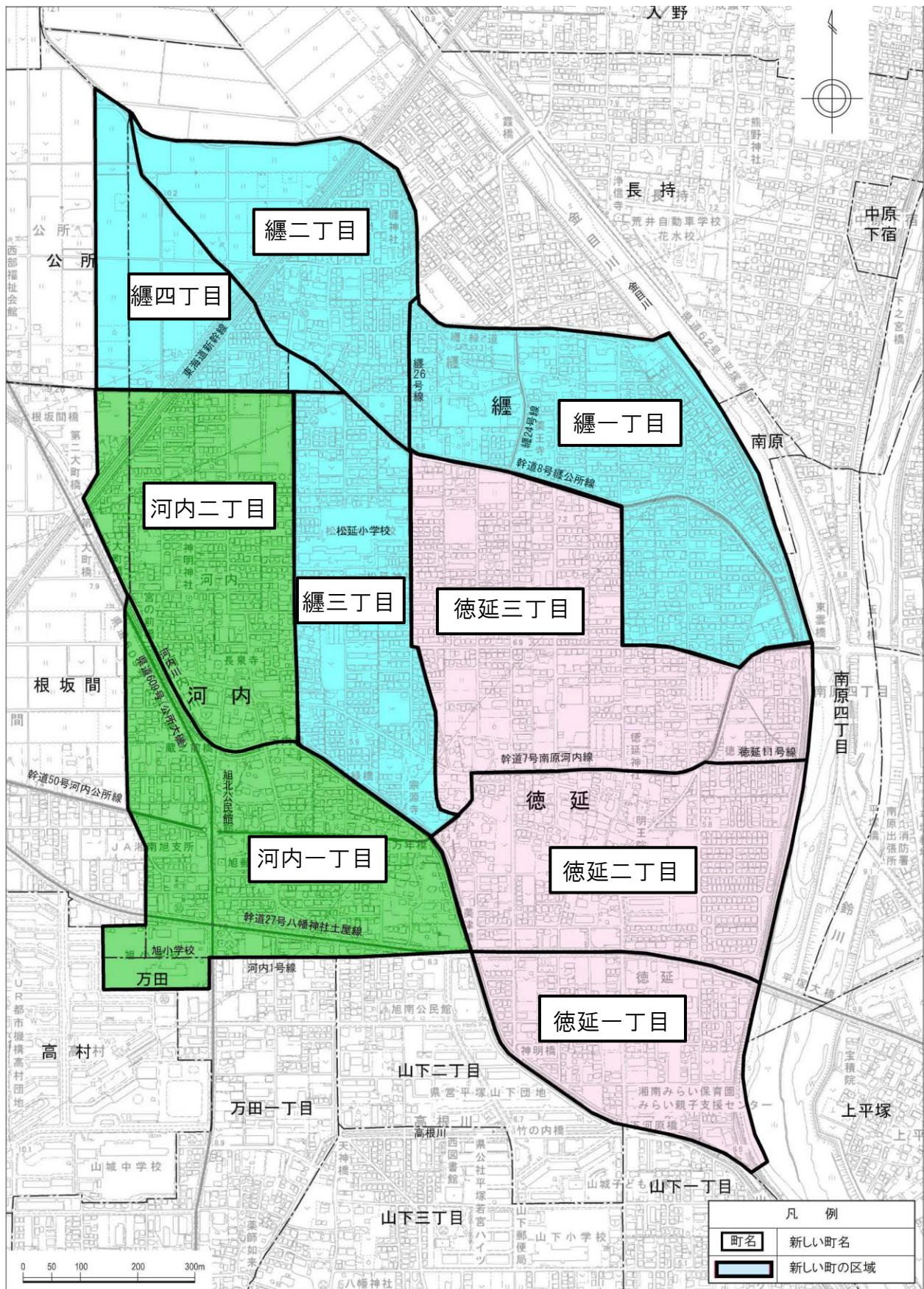
## 1月に新しい町の区域と町名(案)の 検討結果を平塚市に提出しました！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、新しい町の区域及び町名(案)について、これまで検討会を8回開催し、検討を重ねてきました。今後は、市議会の議決など、必要な手続きを経て、

## 令和7年(2025年)秋頃に 住所が新しくなります！

- 新しい(住居表示実施後)町名(案)は、「徳延一丁目～三丁目」「纏一丁目～四丁目」「河内一丁目～二丁目」となります。
- 新しい(住居表示実施後)町の区域(案)は、裏面のイメージ図のとおりです。

# 住居表示実施後の町の区域及び町名(案)



令和6年(2024年) 2月

※今後の法令手続き等により変更となる場合があります。 2

【参考】今後のスケジュール（予定）

年 度	内 容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・平塚市住居表示審議会（市の附属機関）にて提出した検討結果案の諮問答申</li><li>・住居表示に関する法律に基づく公示</li><li>・平塚市議会へ上程</li></ul>
令和7年 秋頃	旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示実施予定

住居表示の実施により、住所の表記が変わることで、ご自身で住所変更の手続きをしなければならないものがあります。手続きの詳細は、住所変更の時期（令和7年度予定）に住居表示の手引き（手続き等が記載された冊子）の配付や、説明会等の開催により、皆様へご説明を予定しております。

～～ 手続きの一例です ～～

◎ 手続き「不要」：行政（市や法務局等）が変更するもの（職権でできる）

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）  
国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、Ⓢ（小児）医療証、  
児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、NHK 等

◎ 手続き「必要」：皆さんに住所変更手続きをお願いするもの（職権できない）

例 マイナンバーカード、運転免許証、自動車の所有者・使用者、個人契約の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の住所 等

## お知らせ

令和6年度に住居表示実施に向けた現地調査を予定しています。詳細は、現地調査前に回覧等で周知いたします。御協力の程、よろしくお願いいたします。



詳しくは事務局  
まで、お問合せく  
ださい。

令和6年2月  
発行：旭地区第2次住居表示実施検討会  
事務局：平塚市都市整備課  
電話：21-8783（直通）  
23-1111（代表） 内線2604